

自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

令和2年4月1現在

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の、自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条に規定する事故件数は、下記の通りです

	日新交通㈱ 本社営業所	日新交通㈱ 老司営業所	㈱ニッシン	東部タクシー㈱	西日本自動車㈱ 本社営業所	西日本自動車㈱ 南営業所	西日本自動車㈱ 前原営業所
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を 起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは 接触したもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286 号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件
10人以上の負傷者を生じたもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は 漏洩したもの イ 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物 ロ 火薬取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類 ハ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス ニ 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料 物質及びそれらによって汚染された物 ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年 法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによっ て汚染された物 ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令 第281号)別表第2に掲げる毒物又は劇物 ト 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条第1項第 3号に規定する品名の可燃物	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自動車に積載されたコンテナが落下したもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、 旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じ たもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
酒気帯び運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項の規定 に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第64条の規定に 違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項か ら第9項までの規定に違反する行為をいう。 )又は麻薬等運転(同法第117 条の2第3号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなく なったもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同 じ。)があったもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自動車の装置(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条各号に 掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運 行ができなくなったもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限 る。)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条 第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による 軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転 を休止させたもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項 に規定する高速自動車国道をいう。 )又は自動車専用道路(道路法(昭和 27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)にお いて、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国 土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

以上は国土交通省告示第1817号より、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第2条の2の規定に基づき統計を公表したものです。